第２８回南島原市農業委員会総会会議録

１　開催日時　　令和８年１０月２７日（火）午後２時３０分～午後３時１８分

２　開催場所　　有家庁舎　２階　会議室

３　出席委員

（農業委員）

１番	相良栄一郎	４番	楠田耕三	６番	宮崎陽一	８番	植木健太郎
９番	石橋浩昭	１０番	山﨑伸吾	１１番	寺田健蔵	１２番	山下勝也
１３番	濵本康弘	１５番	内田一郎	１６番	伊﨑美代子	１７番	水田　勇
会長	太田香代子						

（農地利用最適化推進委員）

２０番	入江泰子	２１番	中野裕二	２２番	田中智也	２３番	松尾和昭
２４番	山口俊一	２５番	田中芳邦	２７番	林田浩也	２８番	本多正敬
３１番	本多晋介	３２番	三宅東英	３３番	飛永敏博	３４番	本多　力
３５番	中山秀樹	３６番	田中八郎	３８番	荒木健一	３９番	山本敏晴
４１番	本田勝彦	４４番	本多利任	４５番	兼俵朝樹	４６番	本多信之介
４７番	木下勝徳	４８番	太田保則				

４　欠席委員

（農業委員）

２番	馬場正国	３番	中川繁憲	５番	寺田俊秀	７番	神﨑好史
１４番	浅田修弘	１８番	金子初夫				

（農地利用最適化推進委員）

１９番	増田孝徳	２６番	吉岡長久	２９番	岡田裕弥	３０番	原田久也
３７番	田中昭博	４０番	宮崎　努	４２番	柴内成世	４３番	金井圭司

５　議事録署名委員　４番　楠田耕三　　６番　宮崎陽一

６　事務局出席者　　小渕　忍　　山本忠介　　山口朋子　　田中隆之　　太田幸司　　菅　三郎

［ 日　　程 ］

議案第１２１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第１２２号　　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第１２３号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について

議案第１２４号　　南島原３期地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の施行申請に伴う証明願について

そ　の　他　　・農地法第１８条第６項の規定による通知について
・農地中間管理事業の推進に関する法律第２０条の規定による解約について

事務局（〇〇）　定刻になりましたので、ただいまから第２８回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、２番馬場委員、３番中川委員、５番寺田委員、７番神﨑委員、１４番浅田委員、１９番増田委員、２６番吉岡委員、２９番岡田委員、３０番原田委員、３７番田中委員、４０番宮崎委員、４２番柴内委員、４３番金井委員の農業委員５名、推進委員８名から欠席の届出があっております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は１３名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議　長　皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第２８回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お忙しい中に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

台風３０号の進路などを考慮しまして、急な日程変更となりましたが、温帯低気圧に変わり、島原半島への影響はほとんどなく安堵したところです。

２２日発表の気象庁の最新の１か月予報では、高温多雨となっており、農作業や農作物の生育に影響を及ぼす気象状況と予想されます。気象情報をこまめに確認し、農地の管理や作業計画について、早めの対応をお願い申し上げます。

国の農業政策に目を向けますと、１０月１６日に開催されました財政制度分科会では、農地の集積・集約化のさらなる推進、耕作放棄地から耕作困難地へ、農業人材政策の見直し、テクノロジー（スマート農業技術）の活用など、資料が提出されました。これからの農業のあり方についても大きく状況が変わっていくことが想定されますので、農業委員会としても注視していかなくてはならないと思っております。

事務局長から、農業委員数１９名中、出席委員は現在１３名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に４番楠田委員、６番宮崎委員、お願いいたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第１２１号　農地法第３条の規定による許可申請について　を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇）　議案第１２１号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

２ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、売買のみ６件で、１万２，４３５平米でございます。

内容を申し上げます。

（議案第１２１号　番号１～６を朗読）

以上、農地法第３条の許可基準の第２項第１号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第４号の農作業に常時従事すると認められない者及び第６号の周辺の農地における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議　長　説明が終わりましたが、農地法３条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

１番、３番、４番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議　長　番号２は、○○番○○委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第３１条の規定により、除斥の必要がありますので、○○番○○委員の退場を求めます。

――― ○○番○○委員退席 ―――

議　長　それでは、２番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さんいかがでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　ほかの委員さんから何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」との声）

議　長　ご意見がないようですので、２番については申請どおり許可すること、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認め、よって、番号２については申請どおり許可することと決定いたします。

○○番○○委員の入場を求めます。

――― ○○番○○委員入席 ―――

議　長　次に、５番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議　長　最後に、６番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議　長　意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第１２２号　農地法第５条の規定による許可申請について**　を議題といたします。

番号１について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　それでは、議案第１２２号　農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。

３ページをお願いします。

３ページ、まず最初に、資料の訂正をお願いいたします。

権利の内容のところに、現在、使用賃借権と書いてあるんですけれども、こちらは使用貸借権になります。

それでは、説明を始めさせていただきます。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第２種と思われます。現状のまま整地して利用し、周囲に防護柵を設けて建築施工しますので、周囲に被害のおそれはないと思われます。

一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積１１１．０４平米です。雨水は水道に放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流されます。日照、通風についても、建物を平屋建てにし、周囲農地に支障はないと思われます。

資金については、借入金により賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員　すみません。○○番○○です。

１０月２２日９時頃、○○委員、○○委員、事務局３名、計６名で見てまいりました。

場所は、西有家の○○のところの横から○○線を１ｋｍぐらい上ったところにあります。雨水と排水は、現地土地に隣接している水路に流されます。汚水は合併浄化槽、さっき事務局がおっしゃったとおりです。隣にある土地は、同じ所有者のお父さんのもので、何ら問題もないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員　○○番○○です。

先ほどの○○委員が言われたとおり、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議のほうよろしくお願いします。

議　長　ほか。事務局。

事務局（○○）　すみません。内容の説明を先にしてしまいまして、議案の中身の説明をしておりませんでしたので、前後になりますけれども、ちょっと読み上げをさせていただきます。

議案の内容ですけれども、西有家町の○○さんから西有家町の○○さんへ。土地の表示ですけれども、西有家○○－○、地目、田、田で、地積が３３０平米です。転用の目的が住宅用地。申請地を父より使用貸借して住宅用地に転用する。権利の内容が、先ほど訂正いたしました使用貸借権です。時期が許可日より、時期が永年となっております。農振内農用地外となっております。すみません。前後いたしました。

議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号２について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　４ページをお願いします。

４ページにつきまして、議案の右側に平面図がございます。本日、議案と別に机の上に平面図が１枚、紙があったと思うんですけれども、そちらが修正後の図面になります。

番号２、西有家町の○○さんから西有家町の○○さんへ、西有家町○○、畑、畑、２９７平米。転用の目的、駐車場用地。申請地を買い受け、自己所有車駐車場及び月極有料駐車場として貸し出す。権利の内容、売買、時期、許可日、期間、永年。農振内農用地外となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その希望が１０ｈａ未満に該当しますので、第２種農地と思われます。自己駐車場５台及び月極有料駐車場車両７台、計１２台分の駐車スペースを確保します。盛土を最高１０ｃｍ、最低４ｃｍ、切土を最高１０ｃｍ、最低４ｃｍし、砂利舗装を行い、造成します。また、水留め工事を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水対策につきましては、縦１ｍ、横１ｍ、深さ１．５ｍの浸透桝を新設し対応します。汚水・雑排水は発生いたしません。資金については、自己資金より賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員　○○番○○です。

場所は、西有家の海岸線の○○というところの裏側のほうからちょっと路地に入って５ｍぐらい行ったところにあります。駐車場ですが、最初、ちょっと雨水とかがはけ切れないだろうということだったんですが、浸透桝を設置される。そこに寄せて、皆、集中させて、ほかの土地に行かないようにされるそうなので、何ら問題ないと見てきました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員　○○番○○です。

先ほど○○委員が言われたとおり、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号３について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　５ページをお願いします。

番号３、有家町の○○さんから有家町の○○さんへ、有家町○○－○、畑、畑、６８９平米、転用の目的、賃貸アパート及び駐車場用地。申請地を賃貸アパート及び駐車場用地に転用する。権利の内容、贈与、時期、許可日、期間、永年です。農振内農用地外です。

本案件の農地区分は、市街化傾向が著しい区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が１０ｈａ未満に該当しますので、第２種農地と思われます。

２階建て木造アパート４棟、合計建築面積９９．２平米です。敷地内に各棟２台の駐車スペース、合計８台分、また、来客用駐車場として３台分、合計１１台分の駐車スペースを確保します。申請地は、盛土最高０．２ｍ、最低０．１ｍし、土留め工事及び宅地造成を行い、アスファルト舗装等を行うため、土砂の流出の心配はありません。雨水は、敷地内に新設の側溝、溜枡を経由し、道路側溝へ放流されます。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、新設の側溝、溜枡を経由し、道路側溝に放流されます。申請地の北側は農地、西側は市道、南側及び東側は宅地です。よって、近傍宅地・農地への日照、通風、耕作に著しい影響はないと思われます。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員　○○番○○です。

１０月２２日午前９時５０分頃、○○委員、○○委員、事務局３名、計６名で見てまいりました。場所は、○○の前の○○スタンドの横３０ｍぐらい行ったところになります。事由にあるように、雨水・排水は、水路を設けて道路に隣接する側溝に流されるそうです。汚水は合併浄化槽で、隣の畑は話合いで同意されているそうです。何の問題もないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員　○○番○○です。

この資料にある字図というのは、今と現状が違うですよね。

事務局（○○）　あ、そうなんです。この資料に添付しております字図申請なんですけれども、申請者からいただいた分をそのまま資料として使わせていただいております。現地自体は、この申請地よりも、一応現場のほうが近くに○○屋さんがあるんですけれども、写真で見た申請地の下の段が、○○屋さんがございます。その○○屋さんというのは、この字図で言いますと、ちょうど○○という建物があるんですけれども、ちょうど横辺りになります。なので、この申請地はもう１段上のほうの畑になっております。

○○番○○委員　それと、東側に携帯の○○があるんですけれども、そこはもう何もなくて、そちらのほうに水が行かないように土留め工事をしてくださいということで見てまいりました。あとは問題ないと思います。

以上です。

議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と……

（「いいですか」との声）

議　長　○○番○○委員。

○○番○○委員　○○番○○です。

図面とあれが違うのならば、そこは差し替えて、申請者のほうに、行政書士さんのほうに差し替えて持ってきてもらえば私たちも分かりやすいんですけれども、めちゃくちゃ頭ひねってこの図面を見ていますので、もし、その時間が間に合わないなら仕方ないでしょうけれども、間に合うのであれば差し替えてもらったほうがいいです。お願いします。

事務局（○○）　分かりました。そのようにうちのほうも注意して指導したいと思います。

議　長　ほかご意見等ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号４について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　６ページをお願いします。

番号４、布津町の○○さん、布津町の○○さんから有家町の株式会社○○へ、布津町○○－○、畑、畑、６１７平米。○○－○、畑、畑、２５２平米、○○－○、畑、畑、２５２平米、合計の１，１２１平米。転用の目的、従業員駐車場及び○○置場、○○工場の従業員増員による従業員駐車場の増設及び○○置場の増設。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間が永久、農地内農用地内。○○－○、令和８年８月２６日付、用途変更手続完了。○○－○、令和８年２月１３日付、用途変更手続完了。農振内農用地外○○－○。

本案件の○○番○、○○番○の農地区分は、農振地域内農用地と思われますが、農用地利用計画指定用途（農業用施設用地）に指定されております。また、○○番○の農地区分は第１種農地と思われますが、例外規定、農地用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産販売施設に該当します。転用面積である駐車場の面積は、３筆で１，０４１平米。○○置場の面積は８０平米、合計１，１２１平米です。○○置場及び職員駐車場車両１７台分の駐車スペースを確保します。現状のまま利用し、整地転圧による砕石舗装を行い造成します。また、水留め工事を行い、土砂の流

出を防ぎます。雨水対策については、駐車場用地を側溝側へ勾配をつけ、道路側溝に放流します。市役所担当部署と協議済みとなっております。汚水・雑排水は発生いたしません。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員　○○番○○です。

１０月２２日午前１０時半頃から、○○、○○委員、○○推進委員、事務局３名の計７名で現地を見てまいりました。場所は、農道の布津深江の○○付近にある○○○○工場がありますが、その工場の○○側になります。この○○－○と○○－○は、以前、これ、農地パトロールした折に赤判定にしておりました。数年前に解消されて、今、写真で見るような現状になっています。農道の山手側にある２枚は、写真でも分かりますとおり、日照とか何とかも問題ありませんし、雨水に関しても道路側溝に流れるため問題ないだろうと見てまいりました。ただ、農道の下にある１枚、これが、道路に側溝がないんです。それで、砂利敷きで、下の○○に水が行かないように土留め工事をされるそうで、浸透し切れなかった分は農道に流れるようになると思います。面積もそう広くないことから、大丈夫かなと見てまいりましたが、皆様のご審議のほうよろしくお願いします。

議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○推進委員。

○○番○○委員　○○番○○です。

○○委員のおっしゃったように、○○－○ですね。ちょっとその辺を心配されていたんですけれども、言われたように、面積狭いから仕方ないというか、大丈夫じゃないだろうかということだったので。そのほかのところは問題なかったと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認めます。この案件は、県下農業委員会申合せ事項による農振内農用地転用面積１，０００平米以上３，０００平米以下に該当するため、常設審議委員会へ諮問いたします。

次に、番号５について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○）　７ページをお願いします。

布津町の○○さん、布津町の○○さんから有家町株式会社○○へ、布津町○○－○、畑、畑、１６３平米。○○－○、畑、畑、１９１平米、合計３５４平米、転用の目的、排水路。工場敷地内に入る雨水等を防止するため、排水路を新設する。権利の内容、売買、時期、許可あり次第、期間、永久、農振内農用地内。令和８年２月１３日付用途変更手続完了です。

本案件の農地区分は、農振地域内農用地と思われますが、農用地利用計画指定用途（農業用施設用地）に指定されております。転用面積は２筆で３５４平米です。排水路及び排水清掃スペースを確保します。申請地に上部より流れてくる雨水等の工場への流入を防ぐため、排水路として側溝を整備し、既存の水路に接続するものです。隣接農地は高地になっており、土砂の流出、雨水の流出はなく、被害のおそれはないと思われます。汚水・雑排水は発生いたしません。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議　長　この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。
○○番○○委員　○○番○○です。
　これも、１０月２２日午前１０時４０分頃から、西有家の○○委員、布津の○○推進委員、事務局３名、計６名で現地を見てまいりました。場所は、さきの案件の○○の裏手になります。ここは、数年前に新設された工場の敷地の分筆された残地になります。この上のほうから雨水とか流れてくるので、ここに素掘りの溝を掘って、隣接する水路に流すということでした。この実質もう幅が四、五ｍしかなく、農地としては使えないと思われますので仕方ないかなと思って見てまいりました。以上です。
議　長　現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。
○○番○○委員　○○番○○です。
　○○委員の言われたように、問題はなかったと思います。よろしくお願いします。
議　長　ほかの委員さんからご意見等ございませんか。
　（「なし」との声）
議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
　（「異議なし」との声）
議　長　異議なしと認めます。よって、許可相当として県進達いたします。

議案第１２３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について　を議題といたします。
　事務局に説明を求めます。
事務局（○○）　それでは、議案第１２３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について説明をさせていただきます。
　８ページから１０ページをお願いします。
　説明に入ります前に、９ページの番号１３につきましては、取下げられましたのでご報告いたします。
　そのため、今月の案件ですが、新規のみで、賃貸借権５件、９，９８６平米、使用貸借権１６件、４万４，４５５平米、合計２１件、５万４，４４１平米です。
　なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。
　以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われます。
　初めに申し上げましたとおり、取下げがあっておりますので、番号１３を除いてご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。
議　長　ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等伺うところではありますが、８ページ番号１は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見ご質問等ございませんか。
　（「なし」との声）
議　長　次に、番号１について審議いたします。
　農業委員会に関する法律第３１条の規定により、除斥の必要がございますので、○○番○○委

員の退場を求めます。

――― ○○番○○委員退席 ―――

議　長　番号１についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので要請を行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、要請を行うことにいたします。

○○番○○委員の入場を求めます。

――― ○○番○○委員入席 ―――

議　長　ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への貸借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、貸借の要請を行います。

次に、**議案第１２４号　南島原３期地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）施行申請に伴う土地改良法第３条資格者の証明について**　を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（○○）　ページは、１１ページから２７ページが対象資料となっております。

まず最初に、１５ページをお願いいたします。

１５ページの中段下の第２章のところです。事業対象ため池は、北有馬町藤谷ため池、無量寺ため池、西有家町上原第２ため池、加津佐町辻ため池、４か所になっております。

場所につきましては、１９ページをお願いいたします。

１９ページの位置図、またはスライドの写真でご確認ください。ため池の老朽化による堤体からの漏水等があり、万が一決壊した場合は、下流に被害を及ぼすため、県営事業によりため池の工事を行います。農業委員会への申出は、第３条資格者を確定し、同意書を徴取しなければならないことから、本議案は、事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対し、対象者について有資格願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

そこで、ページの１１ページから１３ページをご覧ください。

この３ページに、今回の事業の対象の方の名簿が記載されております。ここで見ていただきたいのが、この中で万が一死亡されていらっしゃる方がいないかを特に確認していただくようにお願いいたします。

以上でございます。

議　長　ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局（○○）　今、前のほうにスクリーンがございますけれども、ため池ごとに受益地の確認をしたいと思います。ちょっと小さくて見えにくいかもしれないんですけれども、こちらが藤谷ため池です。ため池はこちらにございまして、受益するところが黄色い色で示されております。

次のスライド。続きまして、こちらは無量寺ため池です。見てのとおり、こちら青いところがため池になっておりまして、受益範囲としてこの黄色いところが対象となっております。

続きまして、上原第２ため池です。こちら青いところがため池になって、その流域、下のほう、黄色いところが受益の範囲となっております。

続きまして、辻ため池です。ため池、青い部分がございまして、受益の対象面積はこの黄色い

ところになっております。

以上でございます。

議　長　ただいまの説明に対して……。

事務局（○○）　一応、こちらの今説明したところで、リストの３ページにある方が受益者の方となっております。１１ページから１２、１３ページです。

あと、知識として、ご存じでいらっしゃる方も多いと思いますけれども、土地改良法第３条というもの、農地法３条とちょっと名前が似ているんですけれども、土地改良法３条というものは、土地改良事業を行うことによって、利益、農地の整備など受けられる地域の農地の所有者や耕作者さんなどを指しております。公共工事を行いますので、農地法３条の資格者であるかどうかの確認という意味で聞かれている分がございます。

リストのほうですけれども、見ていただいて確認できましたでしょうか。

議　長　それでは、ご意見、ご質問等ございませんか。

西有家、北有馬、加津佐の委員さんが主ですけれども、西有家の委員さんいかがでしょうか。亡くなった方はいらっしゃらないか。よろしいでしょうか。

北有馬の委員さんいかがでしょうか。

（「大丈夫です」との声）

議　長　加津佐の委員さんいかがでしょうか。

（「大丈夫です」との声）

議　長　ご意見がありませんので、支障ない旨回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議がないようですので、支障ない旨回答いたします。

２８ページは、**農地法第１８条第６項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

２９ページは、**農地中間管理事業の推進に関する法律第２１条の規定による解約について**　を事務局に説明を求めます。

事務局（○○）　それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第２０条の規定による解約についてご説明をいたします。

最後のページ、２９ページをお開きください。

これは、農地中間管理機構が借り受けている農地について、相当期間をおいても今後貸し付けることが見込めないと認められるときは、借受けの契約を解除できるとの法律の定めにより解約をしようとするものでございます。

以上でございます。

議　長　ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません」との声）

議　長　ご質問等ございませんので、皆様ご承知ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。